

<前回・社会的なもの>

10. 社会的なもの**(1) アーレントと「社会的なもの」**

4. アーレントの政治哲学において理念型として提出された「政治」＝古代ギリシャのポリスにおいて理想とされた共同的生の形態。

構成員は自由で平等な人間関係に基づいて、強制や服従なしに、相互の言論的説得によって、問題解決を行うことができるのである——緊急時は別として——。この意味で、政治とは、相互の説得のための言論を用いた合意形成の営みによって構築された「公共圏」(the common public world)。

5. この政治的空間に対して、それから区別された「経済」。

生命維持のための労働(labor)の領域であり、公的なものとの対比で言えば「家庭の敷居」(the threshold of their houses)内の私的領域をその基盤としてなされる活動。

7. アーレントの近代論の意義：「近代＝社会化」

「画一主義という現象は、この近代的展開の最終段階の特徴である。……慈悲深い専制主義と絶対主義における一人の人間の支配がその最初の段階であったように、官僚制は国民国家における統治の最終段階である。……これらの規則のすべては、そのメンバーを「正常化する」傾向にある。」(ibid., 40)

9. 近代化のプロセス → 古代的な私的と公的の境界線の崩壊。経済的活動が公的領域の中心関心事となる。＝「社会的なもの」

11. 近代経済学の成立の歴史的前提：人間を画一的な行動パターンに還元することによって、人間の経済行動を統計学的に処理し予測することが可能になる。

このような大衆社会は全体主義の前提であり、この中で、個人は反社会的で異常であるとの評価を免れるためには、支配的な行動パターンに同化するように圧力を受けることになる。

(2) キリスト教と近代社会—ウェーバー・テーゼ

14. 近代社会は、キリスト教といかなる関わりにあるのか。

15. ウェーバー・テーゼ：4つのステップから構成される論理構造。

Step 1. プロテスタントの職業観

Step 2. カルヴィニズムの禁欲的エートス

Step 3. 資本主義の精神

Step 4. 資本主義の経済システム

21. 仮説としてのウェーバー・テーゼ。

ウェーバーは、「Step 3」を「Step 1とStep 2」の論理的帰結ではなく、むしろ意図せざる心理的効果であったと指摘する。また、「Step 3」は「Step 4」の成立を歴史的に支持するものであったが、しかし、一端成立した「Step 4」が「Step 3」の精神性を必ずしも伴うとは限らない。つまり、ウェーバー・テーゼの各項の関係は歴史的なものであって——しかも、多分に逆説的な——、論理的必然的なわけではない。論理的には別の仕方における経済システムの展開も可能だったのである。

↓

しかし、

近代の資本主義的な経済システム成立の歴史的な脈に即して言うならば、勤勉で誠実な

労働や公正な投資の結果として獲得された富は宗教的にも肯定されるべきものであって、キリスト教は市場経済と十分に両立可能であると主張することが可能になる。アダム・スミスにおける道徳哲学と経済学の思想的連関は、「Step 3」と「Step 4」の結節点を構成していると言える。

22. ウェーバーの議論にする賛否両論。

梅津順一『ヴェーバーとピューリタニズム——神と富との間』新教出版社、2010年。

25. ウェーバー・テーゼが主張するように、カルヴィニズムの伝統において成立した禁欲的で合理的な生活態度は、個人の生活態度の範囲を超えて、社会全体の在り方にも波及することになる。つまり、社会的分業の成立である。

ピューリタンの確信によれば、各自が神から与えられた召命（＝職業）に専念するということは個々人がバラバラに労働する分裂した社会を帰結するのではなく、むしろひとつの調和ある社会を生み出すことになるのである。なぜなら、職業の多様性を前提として成立する見事な社会的分業のネットワークこそが神の秩序と意志を実現するにふさわしいものだからである。

したがって、この市場の秩序は正義に適った取り引きによって維持されねばならない。すなわち、市場経済は単なる金儲けの世界ではなく、そこにおいては商品が適正な価格で「等価交換」され、また「平等な取り引き」という原則が守られねばならないのである。バクスターはこの取り引きの原則として、隣人愛と自己否定の原則を挙げている。人間は労働を通じて他者の必要とするものを生産し、生産された商品はその労苦に見合った公平な価格によって売買される。その結果、各自にはそれぞれの生活維持のための適正な収入が保証される。こうした誠実な労働に基づく公正な市場の存在が神の意志に適っていると考えられたとしても、それは決して不思議ではない。

11. ロールズ—政治哲学と正義論—

< Rawls >

Justice as Fairness

Formal Justice, Veil of ignorance

Two Principles of Justice

The first statement of the two principles reads as follows.

First: each person is to have an equal right to the most extensive basic liberty compatible with a similar liberty for others.

Second: social and economic inequalities are to be arranged so that they are both (a) reasonably expected to be to everyone's advantage, and (b) attached to positions and offices open to all. (60)

(1) 平等な自由の原理、(2a) 格差原理、(2b) 機会均等の原理

(1) 正義論の歴史

1. アリストテレスの正義論（徳論的正義論）

『ニコマコス倫理学』第5巻

全般的正義／特殊的正義

配分的正義／矯正的正義／交換的正義

「名誉や財貨など国家の成員において分けられるもの」の

配分、当事者間に「価値に応じて」成立する比と配分された事物の間に成立する比は同一である場合、正しい配分が行われたことになる。過多と過少の間の中庸。

2. 自然法、自然権（とくに所有権） cf. 教会法

近代哲学における伝統的な正義論の根拠付けへの批判

正義をめぐる現実状況は正義論のさらなる展開を要求した。

3. 功利主義と規範主義（カント主義、義務論的正義論）

論理と定義の真理だけに基づいた実質的な正義論を展開することは不可能、道徳の諸概念やアプリアリなもの分析は、正義論の基礎としては弱い。

正義概念の合理的な導出に加えて、現実の状況（経験）において、その原理を受け入れるべきことを示さねばならない。この意味での根拠付けが問われることになる。

社会契約説

- ・正義の至上性についての確信は健全
正しさの構想が善の構想に優先
- ・正義の原理は原初的な合意の対象
目的論的ではない
- ・正義の諸原理によって規制された互
恵的な利益のための協同作業が社会

功利主義

- ・この確信はせいぜい社会的に有用なだけ
- ・一人一人の選択原理を社会まで拡張
目的論的な理論
- ・満足を最大化するために社会的資源
を効率的に管理する営みが社会

↓

社会に帰属するすべての諸個人の満足を集計した純残高が最大になるよう、主要な社会制度が編成されている場合に、当該社会は正義にかなっている

正しさや正義から独立に望ましさや善を規定し、その善の最大化を目標とする目的論的な理論、最大化された満足の総和が各人にどのように配分されるのが正しいかは問題にならない、満足の最大化は個人にとっては合理的な選択原理かも知れないが功利主義はこの原理を社会にまで拡大適用してしまう

功利主義は個人間の差異を真剣に受け止めようとしない

(2) ロールズの戦略

- ・経済的自由主義に対して政治的自由主義を擁護する（ムフ）
- ・リベラリズム（政治的自由主義、平等主義）

個人と共同体との関係性

善（特定の伝統に基づく）の理念に依存しない正義論の構築

相対主義や独断論を回避する

善に関する種々の競合する構想の多元性を尊重すること。正義の諸原理は、善に関するいかなる道徳的、宗教的ないし哲学的構想からも独立した形で導出されねばならない。

善(good)に対する正(right)の優位性

功利主義のように、個人の諸権利を一般的福祉のために犠牲に供することはできないとの想定、諸個人が追求することが許される彼らの善の構想の許容範囲について、正義の諸原理によって制約を与える。

<議論の組み立て>

- 1) 社会契約説に基づく形式的・手続き的な正義概念
- 2) 原初状態の仮説・無知のヴェール
- 3) 社会正義の基準 (二つの原理)
 平等な市民権と所得・富の分配が定める地位
- 4) 正義の諸原理の正当性

4. 契約が行われる原初状態 (仮説)・無知のヴェール (Veil of ignorance)

・「正義の環境」(その下で人間の協力が可能になり、かつそれが必要とされる正常な状況)において討論されるべき正義の原理の形式的な条件

一般性、普遍性、公示性、順序づけ、最終性

・正義の環境におかれた当事者が知るべき情報の範囲

当事者間の差異は知られておらず、人々は等しく合理的で、類似した状況にあるため、各人は同じ論拠に基づいて正義の構想を確信することになる。原初状態での合意を、任意に選ばれたある一人の人間の観点から眺めることが出来る。彼らには、お互いの境遇をねたみや優越感を抱くことなく、各自の暮らし向きの改善だけを冷静に合理的に推進するという動機付けが付与される。

社会についての一般的な事実と情報は仮定するが、個別的な情報は各人にはわからないものとする。各人の選択が公平であるためには、各人が持つ特定の能力や才能、あるいは社会の中での特定の地位に依存する選択であってはならない。個別情報を伏せる。

・合理的選択

正義の原理を社会正義に対するマキシミン解 (不確実な選択状況において最悪の事態を最大限改善する方策である「マキシミン・ルール」*maximin rule*、を採った場合の解答)と解釈する。

選択肢の中から特定のものが選ぶ場合、それぞれの選択肢を選んだときに想定される最悪の結果を比較し、その中で一番ましな選択肢を選ぶ。その結果、正義の二原理が合理的に選ばれる。2a の格差原理があることによって、自分が社会の中で最も不利な立場に置かれたとしても、その結果を受け入れられる。

↓

手続き的正義：社会の中での善悪の配分の問題が、正義の二原理にもなった手続きを遂行することによって、他の要因を考慮せずに決まる。正義の原理を満たす公平な社会体制においては、各人の行為の結果として生じた配分は、その体制と行為が正義の二原理を満たしていれば、公平な手続きに従って生じたものであるから、正義にかなう。

cf. 功利主義：正義に先立つより基本的な目的 (最大幸福) があって、それと事実関係に基づいて正義にかなった配分がきまる。

5. 社会正義の基準

第一原理が第二原理に先行する。

問題は第二原理の解釈。

「全員の利益」：効率性原理 (パレート最適) と格差原理

「全員に平等に開かれている」：才能に開かれた職業選択の平等と公正な機会均等

(1) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

格差原理：個人間の比較は「どれほど多くの社会的な基本財が入手できそうか」といった予想からなされる。この比較によって、最も不遇な立場にある代表的な人物が識別できる。生まれつきの才能の分配状態を共通の資産と見なし、この分配がもたらす便益を分かち合おうとする合意を表す（「友愛」の自然的な意味）

(2) 公正な機会の均等という条件のもので、すべての人に開かれている職業や地位に付随するものでしかないこと。

6. 正義論の正当化：反照的（反省的）均衡 (reflective equilibrium)

体系的整合性と熟慮された価値判断 (considered convictions) との調和

正義の二原理を核とする正義論全体の正しさは、問題の分野での「データ」を包括的に説明できるということから判断されねばならない。その「データ」にあたるのが、「熟慮された価値判断」である。これらすべて（少なくとも大部分）を包括し、一つに体系化できる規範的理論ができれば、その理論は正しいと見なす十分な理由がある。理論とデータとの突き合わせによってお互いを修正しあう入念な手続きの結果、全体的な調和が得られたら、この「反照的均衡状態」から、理論全体の正当化が得られる。

熟慮された価値判断（しっかりした道徳判断）

広く共有された道徳的確信や常識道徳を言語的に定式化した「処世の格言」などが含まれる。たとえば、「宗教上の不寛容や人種差別は、正義にもとる」という判断。

(3) 正義論をめぐる論争

7. セン (Amartya Sen) の批判

ロールズのナイーブな功利主義批判を「効用主義」（帰結の善し悪しが関係者の主観的快＝効用からのみ判定できるとする立場）批判として洗練し、同時に、ロールズの正義論が財産＝モノの分配に止まっていることを批判する。

効用や基本財の平等→「基本的潜在能力」 (basic capabilities) の平等

8. 正義論の根拠付けをめぐる

- ・ 論理的なレベルでの論証性、功利主義的正義論を論駁できているか

内井のロールズ批判「功利主義との比較に限ってさえ、彼の正義論の根拠づけは何もなされていないのに等しいのである」(306頁)

- ・ 狭義と広義の反照的均衡

狭義の反照的均衡

狭義：理論仮説が道徳原理の形で帰納的に選ばれる過程

判断と原理とを照らし合わせながら両者を整合させる

このレベルだけでは、特定の文化的伝統における道徳システムを直観的にアピールしつつ、巧みに記述するにとどまる。その文化伝統を普遍的に価値に照らして評価するという規範倫理学の課題にはとどかない。

レベル1：しっかりした道徳判断の集合

レベル2：原理の演繹的な正当化（いくつかの前提を設けるとそこから原理が論理的に演繹されてくることを示す）のための仕掛け。原初状態・無知のヴェールのレヴェル。原初状態では社会の根本的な仕組みを討論して取り決める（契約する）。社会契約の当事者が公正な討論を通じて相互承認を与えた事項だけを正義の原理を見なす。道徳原理の集合

レベル3・背景理論：道徳法則を選択する理論装置そのものを支える一群の理論が背後にある。レベル1を正当化し根拠づける「秩序ある社会の理想」「理想的社会像」。その社会像は、「社会における道徳の役割についての理論」（善い生き方の中身にまでは道徳は立ち入らない、各人の善い生活を可能にしてくれる社会の枠組みの正義が主題になる）と「人格の理論」（自由かつ平等な道徳的人格が社会の構成するというカント的理解）との間に反照関係を有している。関連した背景理論の集合

レベル4：「社会の一般理論」と「道徳発達の理論」という相互に反照関係にある理論が、レベル3の背景理論と反照し合う。レベル1の正義の原理が実際に社会において実行可能な、安定した支持が得られるかがテストされる。市場理論や社会的選択の理論（経済理論）、憲法理論（法学）、民主主義理論（政治学）



レベル1、2、3が相互にフィードバックしながら、三つの集合の整合化に至る営みが、広義の反照的均衡である。

議論の全体は、こうした循環構造において展開する。

- ・ 実際、ロールズの議論には前提が存在する。

人間理性に対する信頼

ロールズの正義論は特定の間人理解を前提にしている。

- ・ 重なり合う合意（overlapping consensus）、『正義論』から『政治的リベラリズム』へ

公然と主張された正義の諸構想の間に＜重なり合い＞さえあれば、市民的不服従が政治的な異議申し立ての妥当かつ慎重な形態として展開されるに十分である。厳密な合意を獲得することは必要ではない。ある程度の重なり合う合意によって互恵性の条件は満たされる。

市民的不服従の妥当性が社会的に承認されるための最低条件、多数派・少数派の間に成立すべき緩やかな合意。（『正義論』）



近現代に成立した複数の立憲民主政体をゆるくつないでいる規範原理（各国の憲法の人権条項の間の重なり合い）によって、二原理がサポートされることが、正当化の眼目となる。（『政治的リベラリズム』）

正義の諸原理の哲学的基礎付けからの後退

原初状態の合理的選択というゲーム理論モデルからの離脱傾向

価値体系の普遍化の断念と重なり合える範囲での諸伝統間の合意に根拠付けの可能範囲を限定。正義の原理の適用範囲は立憲的で、リベラルと呼ぶデモクラシー社会。

いわばトレルチの「ヨーロッパ的文化総合」にも通じるもの

現代の多元性の問題は、この正義論で処理できるのか

9. システムとシステムの根拠付けとの関係

根拠付けは、合理的論証の事柄か？ 循環構造自体の普遍的正当化は可能か？

システム自体の正当性はシステム合理性によっては論証できない。無限遡及あるいは循環論法。

循環構造の生成については、議論が必要である。

(4) 愛と正義

10. ロールズの正義論における愛の問題

「愛の冒険(hazards of love)」(573)

自己の正義感覚(the Sense of Justice)を貫くことは、合理的で望ましい。

正義感覚は当人の不幸や身の破滅をもたらすかもしれないが、それは愛に似ている。愛することには傷つくことや損害を被る危険が伴うが、私たちはそんな愛を後悔しないし、愛への決断を望ましいとも考える。これは秩序ある社会における愛に、またしたがって正義感覚にも当てはまる。

cf. 徳と福の一致！ 要請としての神

11. 愛と正義とは、深い連関の内にある。しかし、
ロールズの指摘よりもさらに根本的、事柄自体に関わっている。

↓

リクールへ

12. 能動性（倫理）に対する受動性の先行

<参考文献>

1. John Rawls, *A Theory of Justice* (original edition), The Belknap Press, 1971.
 , *Justice as Fairness. A Restatement* (ed. by Erin Kelly), The Belknap Press, 2001.
 , *Political Liberalism*, Columbia University Press, 1993.
2. 寺崎峻輔他編『政治論の諸相』法律文化社
 内井惣七「第17章 ロールズ——平等と公平な格差——」
3. 川本隆史 『現代倫理学の冒険——社会理論からネットワークへ——』創文社
 『ロールズ——正義の原理』講談社
4. 井上達夫 『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム——』創文社
 『共生の作法——会話としての正義——』創文社
5. 大川正彦 『正義』岩波書店